



矢祭町告示第17号

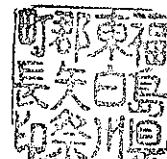
矢祭町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)

第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、同法同条第2項の規定による告示の日から生じる。

平成18年7月5日

矢祭町長 根本良一





変更調書

地方自治法（昭和22年 法律 第67号）第260条 第1項 の規定により、字の区域を以下の通り変更するものとする。

なお、この効力は、同項の規定による告示の日から生ずる。

変更後の字名	変更前の字名	左に編入される区域
下関河内 字 喜 三	下関河内 字 中 山	48-3、53、56、58-1、60-1、 60-2、61-1、62-1、62-2、62から 69まで、71、72-1から72-3まで、81か ら83まで、85から87まで、89-4、92、 93、98から101まで
下関河内 字 喜 三	下関河内 字 長 沢	4、6